

第 79 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 30 年 12 月 10 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時

2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

3 出席者

【委員 (10 名) 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩

齊 藤 貢

佐 藤 きよ子

鈴 木 まほろ

鷹 觜 紅 子

中 村 学

平 井 勇 介

平 塚 明

由 井 正 敏

【事務局】

参事兼環境保全課総括課長 小 島 純

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 細 越 健 志

その他関係職員

【事業者】

北上市

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中 10 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、希少野生動植物等に関する審議を行う場合には、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

(1) 会長の選出について

由井正敏委員が会長に選出されました。

(2) 会長職務代理者の指名について

平塚明委員が職務代理者に指名されました。

(3)「北上市特定公共下水道終末処理場整備事業」について

[事務局]

(届出の状況等を説明後、事業者(北上市)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者から、30分程度で説明をよろしくお願いします。

[事業者]

(事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、ただ今の説明について、内容の確認も含めて、まず、事前の質問をされた方で再質問がある方は、お願いします。

[伊藤委員]

質問の3番、資料の7ページの水質に関して、色々と御検討いただきありがとうございます。

最後の消毒について、1点確認させていただきたいのですが、塩素で消毒すると残留塩素が残るということで、その影響が水生生物に対して何らかの形で起こるのではないかと懸念されるわけなのですが、今は塩素消毒でやられているわけですが、北上川の流量に対して、放流水の割合がすごく低くて、十分に希釈されるので水生生物に対する影響も少ないということも考えていらっしゃるのかどうか、そのあたりを経済面だけでなく、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

[事業者]

伊藤先生のおっしゃるとおり、残留塩素の影響については、北上川のもともとの水量がかなり多いということもございます。

別添資料でお示ししておりますけれども、北上川の少ない水量の場合でも、毎秒73.9トンほどの水量がございます。それに対しまして、新たな処理場ができてマックスで排水がなされた場合でも毎秒0.42トンくらいの水量ということで、もともとの北上川の水量に比べてかなり少ない水量となるということで私どもは考えております。

[伊藤委員]

今、御説明いただいたのは、資料10ページの上から2段目、多分流量になっているかなと思うのですが、そここのところの説明ということでよろしいでしょうか。日流量に換算してしまうと、100倍くらいに希釈されるということでよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。

[会長]

他にありますか。はい、平井委員。

[平井委員]

質問1に挙げた神社をまつっている自治組織はどこになるか御存知ですか。お祭りとかしていないのですか。

[事業者]

自治組織というか、地域の方の集まりの中で管理をしていると聞いておりまして、たとえばこの地域で言いますと、二子の自治協議会というのがございますが、そういった協議会とは別の、地域の方々の集まりで管理されていると聞いております。

[平井委員]

その小さなまとまりの自治組織と、交流というのでしょうか、今まで、終末処理場の施設があったわけで、土地の問題とか色々深く関わってこられたかと思うのですが、その関わりなどは今まであったのですか。

[事業者]

今までというのは、事業を開始しますよというアナウンスをした以降ということですか、それ以前ということですか。

[平井委員]

それ以前も含めてです。

[事業者]

事業を開始しますよというアナウンスをした後につきましては、お話をさせていただいております、この地域で造りたいという話はさせていただいているところです。

[平井委員]

それは自治組織、たとえば自治会長さんとか町内会長さんを通して話をしているという理解でよいですか。個々の地権者ですか。

[事業者]

二子地区の地域の自治協議会の役員さんがお集まりの場で1回お話をさせていただいたのと、この処理場の予定地が含まれている二子何区という行政区の会長さんとも話をさせていただいて、仮に活用しているとすればどのような活用をしているかというのを確認させていただいて、該当の土地に関しては、現状から、活用はしていませんというお話、あとは、地権者さんへも説明会をさせていただいているという状況でございます。

[平井委員]

ありがとうございます。

[会長]

他はよろしいですか。既存の質問に対する再質問です。

それでは私の方から、資料6ページの質問2、齊藤委員の質問に対する回答の中に、下から2行目ですけれども、「森林法に基づく残地森林面積を確保し」とございますけれども、これはパーセントではなくて面積でしょうか。実際何ヘクタールまたは何パーセント確保したのでしたっけ。

[事業者]

パーセントでの規定がございまして、25パーセント以上という規定がございまして。

[会長]

ですよ。それで、実際に確保している、と。そのことと、最近新聞で見たのですが、北上市が、開発に当たってですかね、25パーセントとか15パーセントという数字を5パーセントまで縮めることができるという新聞記事がございましたけれども、その関係はここでは生じないのでしょうか。

[事業者]

新聞報道にあった内容は、工業団地の整備の際、開発行為の際に共通緑地等を設けて団地を整備しているのですが、それは工場立地法に基づく規定がございまして、それが条例で自治体の裁量で緩和できるという国の法整備でありまして、今、1パーセントまで緩和できるような内容なのですが、団地の緑地面積を今回北上市内もこういう企業さんの進出が活況になっておいて、売れる土地がもうなくなってきているということから、既存の立地企業さんが投資をしたいと、再投資をして増設したいといった場合に、自社の敷地で投資をしなければならない。そういったときに緑地の規制が入るとなかなか投資ができない状況になってきたということで企業様からも要望いただいていたという背景があつて、自社の敷地内でいかに限られた土地を有効活用していけるかという部分で、団地内に設けている緑地を5パーセントまで緩和したいというものですが、まだ決まっていません。今回の12月議会で提案している途中でございます。

[会長]

今回の案件の土地はその外側だから、そもそも関係ないですね。

[事業者]

森林法と、先ほど申し上げた法律は全く別物で考えております。

[会長]

分かりました。

もうひとつ、資料11ページの質問6に対する回答の中の「【工事中】」のすぐ上に、「下記に示す環境配慮事項を実施することにより」と書いてあり、そしていくつか配慮事項が書いてありますけれども、本日配られた説明資料の9ページの「環境配慮事項の実施」のところには「工事中及び供用後に環境配慮事項を実施する」と、こう書いてあるんですね。そして、これは「周辺地域の環境保全を図るため」となっているのですけれども、そのひとつが、質問6に対する回答の「環境配慮事項を実施する」ということ、これは一つ該当しますよね、それ以外の「環境配慮事項」というのは何がありますか。

[事業者]

この11ページに書かせていただいたのは、いわゆる動植物に限定した環境配慮事項ということですが、提出した事業概要書で言いますと、2-15ページ、16ページに、工事中と供用後の環境配慮事項ということで、それについては動植物だけではなくて、大気質、騒音、振動、水質あるいは廃棄物に関わる環境配慮事項というのを記載しており、これらを実施していくという予定になってございます。

[会長]

これらすべてが該当するということですね。

[事業者]

はい、そうです。

[会長]

もしですけれども、あとの2種判定に関わりますけれども、もし2種判定でアセス不要となった場合にも、当然、この配慮事項は実施しますよね。

[事業者]

はい。

[会長]

それは、どこかに文書で外に書くものですか。公表するというか。市の計画とか、市の下水道処理場における事業の中の環境配慮事項として、今後もこういうことをしますというのをホームページにでも出すのでしょうか。それは決まっていますか。

[事業者]

今のところまだそういったところまで具体的にお示しする計画というのは現在のところはございませんが、今後御指摘の内容を踏まえて何らかの形で公表するということは実施してみたいと思っております。

[会長]

水質基準に関する法や、北上市にもいろいろな環境の基準の条例がありますから、それらは当然遵守するわけですが、この案件に限って、この場所ではこのようなことをします、そういった、法令条例以外にこういうことをしますというのは、やはり市民が分かるようにしておかないと。このまま何もなしになると、心配する方もいると思うので。そこは余談になりますけれども検討してほしいと思います。

[事業者]

分かりました。

[鷹嘴委員]

すみません、(由井会長:「どうぞ」) 今日御説明いただいた用途地域についてですけれども、前回の現地調査のときに私が質問したと思うのですが、この工業専用地域というのは、事業実施区域のみですか、それとも近隣の、たとえば二子城遺跡、平井委員から質問のありました神社、こういった場所も工業専用地域に指定されているのですか。また、もし指定されているとすれば、地域の方や持ち主の方は御存知なのでしょうか。

[事業者]

用途地域につきましては、事業概要書の3-53ページに記載がございます。

小さくて分かりづらいというのがあるのですが、工業専用地域というのが青く塗られた場所でございます、北上工業団地全体が工業専用地域で示してあります。御指摘の二子城の部分につきましては、工業専用地域からは外れておりまして、そこは何も塗られておりません。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

ぎりぎりのところですね。それでは、そのほかの質問、意見もありましたらどうぞ。

[石川委員]

伊藤委員の質問に戻るのですが、資料7ページの回答の真ん中あたりですね、「ノロウイルスや…」というところなんですけれども、「下水のほとんどは工場排水」ということなんです、そうしますと、あまり生活排水は入ってこないということなのですが、活性汚泥法を使われるということで、ほとんどが工場排水であるならば、水質はどういったものなのか、活性汚泥法で除去するような水質なのかというのが分からないので教えてほしいのですが、今日の説明資料の6ページに、増設分の流入水質がBOD95mg/lと書いてあるのですが、そうしますとこのBODの由来はほとんど工場排水由来と考えてよろしいのですか。どのような根拠でこれが出てきたのか教えていただきたいのですが。

[事業者]

こちらのBODとSSの流入の水質につきましては、新たに立地する企業さんからどのような水質で排水されるのかといったところもお聞きした上で水質設計しております。それに基づいて流入水質を決めております。それでいきますと、私たちの方で処理場の処理形式を検討しまして、標準汚泥活性法が一番適しているという結論に至ったものでございます。ただ、おっしゃったように、生活排水の流入の割合としては非常に少ないものになります。ただ、BODとSSの量で言いますと、標準汚泥活性法が最も適しているというような判定となりましたのでこちらを採用しているということです。

[石川委員]

分かりました。

もうひとつ、事業概要書の2-9ページに水処理のフローシートが記載されていますが、一般的な下水処理場ですと、最初沈殿池がありますけれども、それが不要ないというのは何か御検討があったのかその辺を教えてください。

[事業者]

こちらも、流入する水質を予測したときに、最初沈殿池はいらないくらいのもが入ってくるだろうということで予測しております。実際、今現在、既存の処理場というのも最初沈殿池というのがございませんので、それでも処理できているということで、今回も最初沈殿池を省いた形ということで検討しております。

[石川委員]

分かりました。ありがとうございます。

[会長]

希少動植物等に関する質問がある場合は最後の方で非公開で行いますが、それ以外でありますか。

[伊藤委員]

余計な話になるかもしれませんが、今、岩手県の企業局の方で新たに工業用水を取水するというので、今の取水口の隣に同じくらいの量を取水するという計画があるようなのですが、北上川の流量はかなりあるので、ないかと思うのですが、今日示して頂いた説明資料の中で、上流に向かって流れてくることはないというような予測があったかと思うのですが、そのあたりのところで、取水量が増えたときに、下流のものが上流に上がってくるというようなことはないか、かなりの濁水が起きなければそのようなことにはならないのかもしれませんが、仮にそのようなことが起きた場合に、企業局との情報のやり取りみたいなのがちゃんと行われるのかどうかを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

企業局の方で、新たに設ける取水口というのが、今の取水口のさらに上流、今私どもが出している排水口からさらに離れたところに設けると聞いておりますので、今以上に近くなることはないです。ですので、今現在逆流しているような現象は見られないので、問題はないと考えております。仮にという話で、万が一、今までないくらいの低水量になった場合のことにつきましては、今現在そういった想定はしていないということもございますので、今後、そういった情報の伝達方法、浄水場とのやり取りの仕方を検討していきたいというふうに思っております。

[会長]

はい、それではほかにありませんか。はい、平塚委員。

[平塚委員]

現地調査のときに配られたフロー図の、流入下水から最終的な北上川への放流あるいは系外搬出についてです。この一連のフローについて実際の動きは管でやるのですか、それとも各施設の間を車で運ぶのですか。

[事業者]

管です。

[平塚委員]

汚泥濃縮槽から脱水棟に行つて最後はコンポスト化ということで、一応伺いますが、どのくらいの頻度で外に搬出されるのでしょうか。

[事業者]

月2回程度です。

[平塚委員]

分かりました。もうひとつ全く別のことについてです。先ほど平井委員からお祭り云々という質問がありましたが、地元の方はお祭りをやっていると思います。秋葉神社、愛宕山にあたります。

この間の現地調査のとき、皆さんの説明の間に、森の中をちょっとだけ歩き回りました。よく分かりませんが、いわゆる堀切ではないかと思えるような地形…一回凹んで、またちょっと上がるといった地形…が続いているところがあります。ここ全体は二子山で、本城に対する出城が愛宕山だと思いますが、その裾野という位置です。先ほど埋蔵文化財の調査を一年間、最初にやるとおっしゃっていたのですが、既に表面に、ひょっとすると空堀か堀切のようなものがあるとして、もし見つかった場合はどうなりますか。

[事業者]

埋蔵文化財につきましては、来年度1年かけて調査するということになっておまして、その辺は埋蔵文化財課と協議させていただいております。

来年度まず木を切ったあとで、試掘調査というのをしまして、全体的に埋蔵文化財があるかどうか調査をします。そこで埋蔵文化財があるとなつて、なおかつ、埋蔵文化財の重要性を鑑みて、保存するべきかどうかというのを文化財課の方で判断することになります。仮に保存の必要はないという判断をなされた場合は、そのときは記録を目的とした調査を行うこととなります。記録を取った後に事業を実施していいですよという話を埋蔵文化財課からいただくこととなります。仮に、重要な、保存しなければいけないような文化財が見つかったときは、今度は保存のための調査を文化財課の方で行います。保存が前提ですので、その場合は、たとえば全体を史跡に指定するとか、そういった手続を含めて文化財課の方で行うということになります。そういった流れで進めていきます。

[平塚委員]

ありがとうございます。では、その分、工期がちょっと遅れるかもしれませんね。

もうひとつ関連して、現在、秋葉神社の隣にある円形の施設。あれは水道関係の施設ですか。

[事業者]

はい、そうです。配水のためのタンクです。高いところに一度水道を持って行って、そこで

タンクに溜めて、そこから高低差で遠いところまで送るための施設ということで、水道のタンクが愛宕山の神社のすぐ脇のところに配水池が一つ、それからもう一段低いところにもう一つございまして、全部で二つございます。

[平塚委員]

これの方がもっと城の近くで、でもその設置が許されたということですね。事業概要書でいえば、たとえば5-39ページの地図にある高区配水池、低区配水池という、これは市の水道局のものですか。

[事業者]

そうです。

[平塚委員]

分かりました。

[会長]

ほかにいらっしゃいますか。それでは、非公開に関する部分の質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

既存の意見も含めまして、追加の意見等もだいたい出たように思います。

これから、アセスの手続を行うかどうかについて、資料NO. 2の「第2種事業の判定の基準」に照らし、審査会としての結論を出す必要がありますが、結論を出す前に、委員と事務局で審議を行いたいと思いますので、事業者の方は一度室外で待機をお願いいたします。傍聴者はそのままで結構です。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[会長]

それでは初めに、委員の皆様の方から、今日配られました第2種判定に関する資料2に照らし、また、ただいまの質疑に照らし、どのように判断するか御意見を伺いたいと思います。御意見ございますか。

私が心配していたのは、北上市長さんを始め、下流域の4市町から予め意見を聴いてどう出るかというのを気にしていたのですけれども、北上市長さんは事業実施者でもありますので問題ないとのことでした。他の4市町さんも、先ほどの説明資料の一番最後に肝心なことが載っておりまして、下流域市町への説明について、11月22日に下流側の金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市の環境部局に訪問して説明済で、意見等はなしということでしたので、環境部局が責任を持って意見はないということをおっしゃっているということだと思います。

そういうことから、当事者以外の関係自治体では、この仕組みで下水道終末処理施設を造ることに異議はないと言っているというふうに考えます。

現場でもお聞きしましたがけれど、北上川の水量は、73 t/sとか195 m³/sなので、これが今回の9,500 m³/日、1日で比較すると0.06%なんですね。だから、たぶん影響は少ないと思います。

ただ、アメリカのシリコンバレーみたいに、結局重大な地域汚染を引き起こすということは非常に困るので、その辺はしっかり事業者に担保してもらって、先ほど、どういうふうにチェ

ックするかというのがありましたので、もちろん大丈夫だし失敗したら大変なことになるので、やっていただけたらと思いますが、できればその結果を市民や下流域の皆様にも随時報告していただくといいのですけれども、ただ、アセスの2種判定でアセス不要となると、せいぜい県の方から要望を出すくらいだということでしたので、まあそういう仕組みになると思います。いずれ事業者責任が大きいということですね、あと、モニタリングした結果を審査する市の環境部局でしょうか、そういうところ責任が大きいということになると思われま。

皆さんの方から何か意見はございますか。

それではよろしいですね。アセス手続が必要との意見はないということで、2種判定では、アセス不要としてよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、第2種事業の判定の基準への適合性をどのように整理しているかをお伺いしたいと思います。

[事務局]

(判定の基準には合致しないと考えている旨説明しました。)

[会長]

審査会の結論と同じということで合致しましたので、不要ということにいたします。

それでは、再度、事業者をお呼びいただきたいと思ひます。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[会長]

よろしいでしょうか。

それでは、判定結果をお伝えします。

判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えました。これが結果であります。

事務局においては、この判定結果を基に、事業者及び北上市に対し、書面により正式に判定結果をお伝え願ひたい。

なお、処理場でありますので、水質にも関わりますので、もちろん法令遵守でやっていただくわけですが、先ほどの環境配慮事項についてそのとおりに実施していただくということと、水質調査結果についても、市民の皆様、場合によっては下流域の皆様にもお知らせできるように、システムを検討していただきたいと思ひますので、おそろく県の方からも要望が出ると思ひますので、よろしく願ひします。

以上で本日の審議を終了します。事業者の方はお疲れ様でした。

それでは、進行を事務局にお返しします。

[事務局]

由井会長、議事進行ありがとうございました。事業者の方も大変お疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の方は退出されて構いません。

続きまして、3のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、事務局の方から、2点情報提供させていただきます。

1点めは、現在国で行われている「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的な考え方」に関する検討状況、もうひとつは、この審査会で今後予定しているアセス案件につきまして、情報提供させていただきます。

(事務局から情報提供をしました。)

事務局からの連絡事項は以上です。

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。

長時間、お疲れ様でした。